明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関等の名称等を変更する件（厚生労働二七〇）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、特定計量器型式承認、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　八〇
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告　八二

告示

○厚生労働省告示第二百七十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条の二（同法第五十三条の三、第五十四条及び第五十四条の二において準用する場合を含む。）の規定により、同法第三十八条第一項の登録製造時等検査機関、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関、同法第四十四条第一項の登録個別検定機関及び同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関について、同法第四十六条第四項各号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一（同令第十条の三において準用する場合を含む。）、第十九条の二及び第十九条の十二の規定に基づき告示する。

平成二十三年八月二日

厚生労働大臣　細川　律夫

1　労働安全衛生法第三十八条第一項の特定廃熱ボイラーに係る登録製造時等検査機関の名称の変更

変更前の氏名又は名称	変更後の氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
社団法人ボイラ・クレーン安全協会	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	東京都江東区亀戸六丁目四十一番二号	唐沢　正義	平成二十三年四月一日

2　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の名称の変更

変更前の氏名又は名称	変更後の氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
社団法人ボイラ・クレーン安全協会	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	東京都江東区亀戸六丁目四十一番二号	唐沢　正義	平成二十三年四月一日

3　労働安全衛生法第四十一条第二項のクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の名称の変更

変更前の氏名又は名称	変更後の氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
社団法人ボイラ・クレーン安全協会	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	東京都江東区亀戸六丁目四十一番二号	唐沢　正義	平成二十三年四月一日

4　労働安全衛生法第四十四条第一項のゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のものに係る登録個別検定機関の名称の変更

変更前の氏名又は名称	変更後の氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
社団法人産業安全技術協会	公益社団法人産業安全技術協会	埼玉県狭山市広瀬台二丁目十六番二十六号	松井　英憲	平成二十三年四月一日